

## 誘導灯や非常照明の長時間対応について/西日本防災システム

1

平成23年6月17日に「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」が公布され、誘導灯の非常電源を60分間維持することが義務付けられた防火対象物で、階段通路誘導灯の代替として設置している非常照明も長時間(60分以上対応)とすることが義務付けられることとなりました。  
省令が施行される平成24年12月1日以降は非常照明も長時間対応型へ移行し、平成26年12月1日以降、完全義務化となります。

### 現行消防法 第28条の2

2令第26条第1項但し書きの総務省令で定めるものは通路誘導灯については次の各号に定める部分とする。  
1～3(略)  
4 令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち非常用の照明装置が設けられているもの。

### 改正消防法 第28条の2

2令第26条第1項但し書きの総務省令で定めるものは通路誘導灯については次の各号に定める部分とする。  
1～3(略)  
4 令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち建築基準法施工令第126条の4に規定する非常用の照明装置(消防庁長官が定める要件に該当する乗降場(地階にあるものに限る)に通ずる階段及び傾斜路直通階段に設けるもの(消防庁長官が定めるところにより蓄光式が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。)にあっては60分作動できる容量以上のものに限る)が設けられているもの。

長時間型誘導灯の設置義務がある防火対象物の階段や傾斜路の非常照明も長時間対応型に交換する必要があります

**設置義務が生じる防火対象物** 以下に該当する防火対象物の直通階段及び地下駅舎の乗降場に通じる階段、傾斜路。

- ① 延べ面積5万㎡以上
- ② 地階を除く階が15以上で延べ面積3万㎡以上
- ③ 地下街で延べ面積千㎡以上
- ④ 地下駅舎のうち消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものの。

**施行日** : 平成24年12月1日

### 経過措置

階段通路誘導灯を非常灯で代用する場合、平成24年12月1日以前に設置した30分対応の非常灯は、平成26年11月30日までに基準どおりの60分対応に変更する必要があります。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



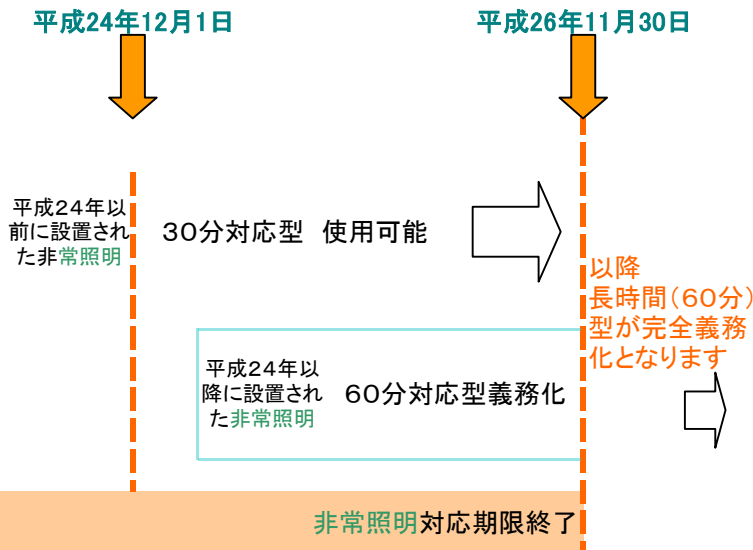
弊社top pageへ



## 誘導灯や非常照明の長時間対応について/西日本防災システム

2

指定された防火対象物の階段、傾斜路の非常照明の対応について



上記省令により誘導灯の長時間型への移行に伴い、非常照明も長時間型への移行が必要となります。

**施行日：平成24年12月1日**

### 経過措置

階段通路誘導灯を非常灯で代用する場合、平成24年12月1日以前に設置した30分対応の非常灯は、平成26年11月30日までに基準どおりの60分対応に変更する必要があります。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ